

富山県告示第532号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

高岡市

2 事業の種類

五位中学校区統合小学校建設事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡市柴野内島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市柴野内島地内の土地を起業地とする五位中学校区統合小学校建設事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事（以下「本事業」という。）である。

本事業のうち、五位中学校区統合小学校建設事業（以下「本体事業」という。）は、高岡市が五位中学校区内に所在する既存小学校3校を統合し、新たに小学校を整備するものであり、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に

掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

高岡市は、富山県の北西部に位置し、平成17年11月1日に1市1町（旧高岡市及び西砺波郡福岡町）が合併して誕生した市であるが、少子化の進行や地域住民の年齢構成の変化によって小学校児童数は年々減少しており、学校の小規模化が進んでいる状況である。

また、築後30年以上経過している校舎を有する学校が高岡市全体の8割を超えており、校舎の老朽化といった問題も生じている。

五位中学校区内の千鳥丘小学校、東五位小学校及び石堤小学校においても同様の課題を抱えており、平成27年から令和元年までの児童数及び学級数の推移をみると、高岡市内に存する小学校26校のうち、千鳥丘小学校は学級数の減少率が2番目に高く、東五位小学校は児童数及び学級数の減少率がいずれも3番目に高い状況となっている。

また、石堤小学校は児童数が26校中最も少なく、高岡市内で唯一の複式学級を有する学校となっている。

さらに、各校舎の建築年数をみると、千鳥丘小学校は法定耐用年数である47年を超える築53年、東五位小学校は築43年、石堤小学校は築38年が経過しており、施設や設備の老朽化が著しく、機能性・安全性が低下するとともに維持管理にも多大な経費を要している。

本件事業の完成により、既存小学校の児童が1校に集約されることから、適切な集団教育のために望ましい学校規模を確保することが可能となる。

また、校舎を新しく整備することで、安全・安心かつ快適な教育環境が確保されるとともに、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所として

の機能も発揮できるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）により環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械を使用し、防塵対策として道路への散水を行うなど、地域住民の生活環境に十分配慮することとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物はいずれも確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、児童の通学において安全が確保されること、また、校舎の整備に必要な一定の敷地面積が確保できること、などの条件により候補地として五位中学校東側に隣接する2箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性・経済性・周辺環境への影響等により比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

（4）法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

平成27年12月に策定された「高岡市立学校規模適正化地区選定計画【第1

次】においても、石堤小学校の複式学級の解消を図ることを最優先とし、五位中学校区の小学校統合に取り組むことを定めており、平成28年5月に設置された五位中学校区内小学校統合協議会でも統合に向けた検討が進められてきたところである。

また、平成29年4月には同協議会から統合の早期実現を要望する意見書が提出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所